解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

島根県松江市浜佐田町九三九番地三
特定非営利活動法人しまね電子化支援センター
清算人　伊藤　榮

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十五日鹿児島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

鹿児島県日置市伊集院町中川一一〇九番地一
清算法人中川土地改良区
代表清算人　宇都　良広

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月八日社員欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

東京都中央区銀座三丁目一二番一四号
連絡先　東京都杉並区松ノ木二丁目二七番一四号
特定非営利活動法人広告情報協議会
清算人　内藤　俊夫

配当公告

福井県福井市中角町七号七番地
破産者　フクモク工業株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二〇年(フ)第三七二号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三、八五三、一五二、七二八円

一、配当することのできる金額
金三八五、三一五、一七六円

平成二十二年二月二十三日

福井市宝永三丁目二七番二二号
破産管財人　杉原　英樹

配当公告

岐阜市西改田字米野三六番地
破産者　有限会社瑞穂農機具商会

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十年(フ)第五四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金八、八九〇円
一般債権　金一二五、五九八、九四一円

一、配当することのできる金額
優先債権　金八、八九〇円
一般債権　金一一、〇六七、一二六円

平成二十二年二月二十三日

岐阜市金町一丁目四番地朝日生命岐阜ビル三階
破産管財人　御子柴　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市富岡町二丁目八八番地六八、最後の住所北海道函館市日乃出町二三番二〇号
被相続人　亡　澁谷　康司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

北海道函館市新川町二三番一号函新ビル二階
相続財産管理人　菅原　憲夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡阿見町大字石川一二八七番地、最後の住所茨城県稲敷郡阿見町大字石川九一八番地
被相続人　亡　増川　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

茨城県土浦市田中一丁目一〇番二四号
相続財産管理人　鈴木　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市久慈町三丁目九四四番地、最後の住所茨城県日立市久慈町四丁目七番二〇号
被相続人　亡　蔦木　宏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

茨城県水戸市南町三丁目四番四一号西町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　二宮　嘉秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所埼玉県八潮市緑町四丁目二〇番地三七
被相続人　亡　小林栄一こと　辛　永鉉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室
相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区本木東町二二番地一、最後の住所東京都大田区萩中二―四―八パーソンズA七〇二
被相続人　亡　瀬田　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル六階
相続財産管理人　高柳　馨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市地蔵町三四三番地、最後の住所富山県高岡市永楽町五番一号
被相続人　亡　三國　智之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

富山県氷見市南大町六番八号
相続財産管理人　司法書士　髙辻　秀信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市下石町二三九番地一の一、最後の住所長野県松本市蟻ヶ崎五丁目二番六五号グリーンハイツ一〇四
被相続人　亡　林　伸行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

長野県松本市大手一丁目三番二九号丸今ビル三階
相続財産管理人　三浦　守孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区殿辻二丁目三一番地、最後の住所岐阜県可児郡御嵩町中九六三番地の七
被相続人　亡　北島　善朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十三日

事務所岐阜県羽島郡笠松町北及一八〇番地
相続財産管理人　谷口　佳久

第５期決算公告

平成22年2月23日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目５番６号盛田ビルディング
株式会社アルカン
代表取締役　野田　智彦

貸借対照表の要旨　（平成21年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,210,504	流動負債	4,668,932
固定資産	223,403	固定負債	82,698
		株主資本	681,841
		資本金	10,000
		資本剰余金	821,313
		資本準備金	821,313
		利益剰余金	△ 149,471
		その他利益剰余金	△ 149,471
		（うち当期純損失）	(58,076)
		評価・換算差額等	434
		繰延ヘッジ損益	434
資産合計	5,433,907	負債・純資産合計	5,433,907